

# 第123回 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 主要な事業拠点
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制  
の運用状況の概要
- 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結注記表
- 個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

## (1) 主要な事業拠点 (2024年3月31日現在)

### ① 国内

当社本店・本社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号)
	Ai-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
当社工場	館林鋳造所 (群馬県)
当社営業所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

### ② 海外

北米	本社：Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州) 工場：Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
欧州	Akebono Europe GmbH (ドイツ) Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
アジア	広州曙光制動器有限公司 (中国) 曙光制動器 (蘇州) 有限公司 (中国) Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ) A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ) Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd. (タイ) PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア) Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)

(注) 北米のAkebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) は、2023年10月20日開催の取締役会において、2025年12月を予定として生産を終了・閉鎖することを決議しております。

## (2) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	2,051名	144名 (減)
海 外	3,497名	28名 (減)
合 計	5,548名	172名 (減)

(注) 従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,340名は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
785名	28名 (減)	45.4才	20.1年

(注) 従業員数には、出向者434名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数121名は含まれておりません。

## (3) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借入残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,531
三井住友信託銀行株式会社	7,623
ド イ ツ 銀 行 東 京 支 店	10,055

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額等が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員全員の同意による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査等委員会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

#### ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

##### i. 処分対象

太陽有限責任監査法人

##### ii. 処分内容

イ) 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

ロ) 業務改善命令(業務管理体制の改善)

ハ) 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

##### iii. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社グループが持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現していくためには、内部統制システムを構築し、継続的に見直しながらその機能を高めていくことが必要不可欠であり、経営の根幹と考えております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するため、以下の「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
  - ii. 当社は、コンプライアンス活動を推進していくために内部統制委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
  - iii. 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、当社及び当社グループ企業の役員、従業員、派遣社員、退職者（退職後一年以内に限る）からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
  - iv. 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者との接触のルールを明確にする。
  - v. 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
  - vi. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規定及び情報セキュリティに関する規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を整備するため、推進組織として、内部統制委員会の下部組織としてリスク管理委員会を設置する。
  - ii. リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にはリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
  - iii. 当社及び当社グループ企業は、地震やその他の災害などの危機が発生し甚大な被害を受けると判断した場合に、速やかに緊急対策本部（代表取締役社長が本部長）を設置し、被害（影響、損失）を最小限に留めるとともに、その復旧を迅速に進める。また、対応マニュアル等を作成・配付するとともに、訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。

- iv. 当社及び当社グループ企業の情報セキュリティマネジメント体制を整備するため、内部統制委員会の下部組織としてISMS委員会(\*)を設け、情報資産の信頼性及び安全性の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を推進する。

(\*) ISMS : Information Security Management System

- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営課題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
  - ii. 組織規定及び職務権限規定を定め、各組織の分掌、業務執行取締役・執行役員の職務権限及び責任、並びに稟議手続等を明確化し、業務執行取締役・執行役員の職務執行の効率化を図る。
  - iii. 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
  - iv. 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査等委員会はこれを定期的に監査する。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
  - i. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、業務主管部署及び関連部署を通じて、当社グループ企業の日常的な管理、指導及び支援を行う体制、並びに当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
  - ii. 当社及び当社グループ企業は、当社グループ企業において業務の適正を確保するため、職務権限規定を定める。また、当社は、グループ企業に関する決裁権限規定に基づき、グループ企業の責任者にその規定に定められた決定権限を付与する。
  - iii. 当社の内部監査担当部署は、海外を含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
    - (イ) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを要する場合、専任のスタッフ（以下「監査等委員会スタッフ」という。）を配置する。
    - (ロ) 監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会スタッフは、必要に応じて監査等委員の指示に基づき重要会議体などに出席する。
    - (ハ) 当社は、監査等委員会スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分に関して監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
    - (ニ) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会を補助する業務に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。
  - ii. 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
    - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査等委員会に報告する。

(ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

iii. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

iv. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は、内部監査担当部署からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すなど、内部監査担当部署と日常的かつ機動的な連携を保つ。

(ロ) 監査等委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、監査上の主要な検討事項（KAM）を把握するために、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行う。

(ハ) 当社経営陣は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備の上、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス活動（年間計画の策定と実施、その効果測定（アンケート）、各部署・各拠点責任者へのヒアリング）を行っております。また、社員のコンプライアンス意識の向上のため、インサイダー取引防止・ハラスメント防止等の各種研修を実施しております。

内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、社外相談窓口への相談内容は取締役にも展開され、社内外相談窓口への相談内容及び対応状況については、定期的に取締役会に報告しております。

### ② 情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

取締役の職務の執行に関わる情報は、文書管理規定及び情報セキュリティに関する規定に基づき文書又は電磁的媒体に記録し所定の場所に格納しております。また、取締役等から要請があった場合に備え、常時閲覧できるようにしております。

### ③ リスク管理に関する取り組みの状況

当社は、リスク管理規定を整備の上、リスクを低減し万一危機が発生した際の被害を最小限とするため、リスク管理委員会を中心としたリスク管理活動を行っております。

事業環境の変化に対応して、当社に関連する様々なリスクを洗い出し、影響度や発生頻度に応じてマッピングを行い、定期的に点検しております。事業継続マネジメントやサプライチェーンマネジメントなどの当社全体の重点リスクについては、対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取締役会に報告しております。

地震やその他の災害などの危機や甚大な被害の発生については、緊急対策本部の立ち上げや復旧対応を迅速に行うため、対応マニュアルを整備し、防災訓練や周知教育を実施するなど、万一の有事に備えています。

また、サイバーセキュリティなどの情報セキュリティリスクについては、ISMS委員会を中心としてPDCAを回して対処しております。

### ④ 職務の執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

当社は、月1回以上定時に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略、業務執行に関する重要事項について機動的な意思決定を行っております。取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、Chief Officerその他の執行役員を任命し、各事業部門及び地域事業の職務執行について大幅な権限委譲を行っております。業務執行取締役及びChief Officerを含む執行役員は、その職務執行状況、課題、対応策について、適宜、取締役会に報告しております。また、業務執行取締役及びChief Officerとで構成される経営会議において、経営に関する重要事項を事前に審議の上、取締役会に付議しております。さらに、決裁権限規定その他の社内規定を整備して、執行役員及び使用人による適正かつ効率的な職務権限の行使を担保する体制を整備しております。

⑤ 当社子会社からの報告に関する取り組みの状況

当社は、関係会社管理規定を整備し、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項が適時かつ定期的に報告される体制とするとともに、業務の主管部署や関連部署等を通じて、当社グループ企業の日常的な管理、指導及び支援を行う体制を整備しております。

また、地域事業性に即したグループ企業に関する決裁権限規定を定め、運用しております。

⑥ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

- i. 監査等委員会は、内部監査担当部署及び会計監査人と適宜連携して監査が実効的に行われるようにしております。内部監査担当部署からは、当社及び当社グループの監査計画及び監査結果の報告を受け、監査等委員会から指示・助言を行っております。また、会計監査人からは、監査計画並びに四半期毎及び期末の監査結果の報告を受け、加えて監査上の主要な検討事項を協議するなど積極的に情報・意見交換を行っております。

監査等委員会は、取締役会を始めとした重要会議体へ出席（監査等委員会スタッフの代理出席含む。）をしてその議論や決議の状況について監視しております。

代表取締役及び業務執行取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等を確認するとともに監査環境の整備の向上に努めております。

- ii. 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示系統から独立しております。監査等委員会室には2名の専任のスタッフを配置し、監査等委員会が定める監査基準及び年度ごとの監査計画に従い、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行っております。また、監査等委員会スタッフの人事異動及び人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得て実施することとしております。

- iii. 監査等委員会は、主要な部門の責任者への定期的なヒアリングや意見交換を実施しており、また、内部統制担当部署からも定期的に報告され、意見交換を行っております。

当社は、コンプライアンス上の懸念を報告することを役員及び従業員に求めており、当該報告者へ不利益な行為を禁止しております。監査等委員会は、重要会議体で報告されるコンプライアンスの運用状況について不利益な取り扱いの有無を含めて確認しております。

- iv. 監査等委員会の職務執行のための全ての費用は適切に処理されております。

**(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。業績及び配当性向、持続的な成長のための投資資金としての内部留保などを総合的に考慮しながら、長期的に安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、当社は現在将来の成長に向けた事業基盤の再構築の途上であり、また財務体質の健全化のために内部留保を充実させる必要があることを踏まえ、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、2019年9月18日付「『事業再生計画』の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでまいりました。しかしながら、近年においては新型コロナウイルス感染症の世界的流行や部品不足による完成車メーカーの減産、原材料価格やエネルギーコストの市況高騰などの影響を大きく受け、安定的に資金を創出するに至っておりません。

このような状況下、当連結会計年度末において、事業再生計画期間の末日である2024年6月30日を一括返済期日としている1年内返済予定長期借入金48,976百万円が、手元流動性26,949百万円（現金及び預金）に比して高水準であり、借入金の一括での返済に困難性が生じていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消するために、以下の対応策を実行し、収益性及び財務体質の改善を図ってまいります。

### (1) 収益性の改善

全ての拠点・事業部門において聖域なき構造改革を実行しております。米国においては、最適な生産体制を確立するために1工場体制へのシフトに向けた検討を進めてまいりましたが、2023年10月20日開催の取締役会において、2025年12月を予定としてAkebono Brake, Elizabethtown Plant（米国ケンタッキー州）の生産を終了・閉鎖することを決議いたしました。引き続き売上規模減少に応じた米国本社間接人員の削減により販管費を圧縮するとともに、オペレーションの適正化と生産性の向上により収益の確保を目指します。また、全ての地域において、原材料価格やエネルギーコストの市況高騰による影響の一部を販売価格へ転嫁することや、人員の適正化、生産性改善などの合理化を進めることにより、収益性の改善を図ってまいります。

### (2) 財務体質の改善

保有資産の売却や投資案件の厳選及び抑制などを通じて、運転資金の安定的な確保に努めております。お取引金融機関に対しては、事業再生計画の進捗状況や当社グループの経営成績及び財政状態を定期的に報告しており、事業再生計画期間終了後の具体的な支援等について協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であり、お取引金融機関からの支援等につきましても一定の理解は得られているものの、確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)、Akebono Brake Corporationであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トーフ金属(株)ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社8社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

当社及び国内連結子会社……………総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社……………主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金  
一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時に費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、自動車用ブレーキ及び産業機械・鉄道車両用ブレーキの製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- 取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売促進費等を控除した金額で算定しております。
- これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
有形固定資産合計	49,765

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産の減損損失の認識・測定にあたっては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、資産グループごとに減損の兆候の判定、減損損失の認識及び測定を行っております。減損の要否の判定においては、将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を合理的に見積もって算定しております。

当連結会計年度において、北米セグメントでは、米国子会社であるAkebono Brake Corporation (ABC) の事業を縮小し、2025年12月を予定として米国2工場のうちAkebono Brake, Elizabethtown Plant (ABE) の生産を終了・閉鎖することを決定しました。前連結会計年度においては独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてABCを1つのグルーピングとしておりましたが、閉鎖の決定に伴いABE及びAkebono Brake, Glasgow Plantをそれぞれ独立した単位でグルーピングすることに変更しました。ABC及びABEにおいて減損の兆候が識別されましたが、ABCについては割引前キャッシュ・フローの総額が、ABEについては外部専門家を利用して算定した当該資産グループの公正価値が、それぞれ帳簿価額を上回っていることから、減損損失の計上は不要と判断しました。

これらの見積りにあたっては、会計上の重要な仮定として、不確実な経営環境のもと、ABEの閉鎖を含む構造改革、生産性改善・合理化、固定費の削減、新規受注の見込などが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌連結会計年度に減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額並びに流動負債のその他のうち契約負債の金額については、「(収益認識に関する注記) 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

投資有価証券 13,002百万円

上記資産に銀行取引に係る根質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 184,142百万円

4. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 1,402百万円

5. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

748百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 退職給付制度改定益

当社及び一部の国内連結子会社において、2024年3月1日を施行日とする退職金規定等の改定を行い、確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度へ一部移行したことに伴うものであります。

3. 事業構造改善費用

主な内訳は、北米におけるAkebono Brake, Elizabethtown Plant閉鎖に係る費用240百万円及び、日本における閉鎖したアラス工場（フランス）からの生産移管に係る費用48百万円です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	—	—	135,992
A種種類株式	20	—	—	20
合計	136,012	—	—	136,012
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	2,408	0	0	2,409
合計	2,408	0	0	2,409

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 85千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	677百万円
賞与引当金	346百万円
貸倒引当金	3百万円
繰越欠損金	24,884百万円
固定資産減損損失	3,272百万円
未払事業税	34百万円
未払費用	2,174百万円
繰越外国税額控除	298百万円
その他	2,281百万円
繰延税金資産小計	33,971百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△23,337百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,562百万円
評価性引当額小計	△30,899百万円
繰延税金資産合計	3,072百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,511百万円
退職給付に係る資産	2,157百万円
在外子会社の固定資産	70百万円
固定資産評価差額	960百万円
その他	108百万円
繰延税金負債合計	5,807百万円
差引：繰延税金負債の純額	△2,735百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションを定期的にモニタリングすることで、為替変動リスクを管理しております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションを定期的にモニタリングすることで、為替変動リスクを管理しております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	13,030	13,030	—
資産計	13,030	13,030	—
(2) 長期借入金 (1年以内含む)	48,976	48,904	△72
(3) リース債務 (1年以内含む)	323	296	△28
負債計	49,299	49,199	△100

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	87

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	13,030	—	—	13,030
資産計	13,030	—	—	13,030

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内含む)	—	48,904	—	48,904
リース債務 (1年以内含む)	—	296	—	296
負債計	—	49,199	—	49,199

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア	
自動車・自動二輪車向け	49,546	49,263	13,530	11,967	6,656	24,290	155,251
産業機械・鉄道車両向け	10,228	—	—	—	—	—	10,228
その他	823	—	—	—	—	—	823
顧客との契約から生じる収益	60,596	49,263	13,530	11,967	6,656	24,290	166,301
外部顧客への売上高	60,596	49,263	13,530	11,967	6,656	24,290	166,301

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金であります。

契約負債は、主に金型や開発契約に基づく顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上は「その他の流動負債」に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (期首) (2023年4月1日)	当連結会計年度 (期末) (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	28,497	29,901
契約負債	847	568

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	457
1年超	111
合計	568

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	209円75銭
2. 1株当たり当期純利益	25円84銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額

項目	当連結会計年度末 2024年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	60,467
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	32,448
(うち種類株式の払込金額 (百万円))	(20,000)
(うち優先配当額 (百万円))	(4,354)
(うち新株予約権 (百万円))	(22)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(8,072)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	28,019
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	133,582

2. 1株当たり当期純利益

項目	当連結会計年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,452
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
(うち優先配当額 (百万円))	(—)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,452
普通株式の期中平均株式数 (千株)	133,583

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、2019年9月18日付「『事業再生計画』の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでまいりました。しかしながら、近年においては新型コロナウイルス感染症の世界的流行や部品不足による完成車メーカーの減産、原材料価格やエネルギーコストの市況高騰などの影響を大きく受け、安定的に資金を創出するに至っておりません。

このような状況下、当事業年度末において、事業再生計画期間の末日である2024年6月30日を一括返済期日としている1年内返済予定長期借入金32,572百万円が、手元流動性9,927百万円（現金及び預金）に比して高水準であり、借入金の一括での返済に困難性が生じていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消するために、以下の対応策を実行し、収益性及び財務体質の改善を図ってまいります。

### (1) 収益性の改善

全ての拠点・事業部門において聖域なき構造改革を実行しております。米国においては、最適な生産体制を確立するために1工場体制へのシフトに向けた検討を進めてまいりましたが、2023年10月20日開催の取締役会において、2025年12月を予定としてAkebono Brake, Elizabethtown Plant（米国ケンタッキー州）の生産を終了・閉鎖することを決議いたしました。引き続き売上規模減少に応じた米国本社間接人員の削減により販管費を圧縮するとともに、オペレーションの適正化と生産性の向上により収益の確保を目指します。また、全ての地域において、原材料価格やエネルギーコストの市況高騰による影響の一部を販売価格へ転嫁することや、人員の適正化、生産性改善などの合理化を進めることにより、収益性の改善を図ってまいります。

### (2) 財務体質の改善

保有資産の売却や投資案件の厳選及び抑制などを通じて、運転資金の安定的な確保に努めております。お取引金融機関に対しては、事業再生計画の進捗状況や当社の経営成績及び財政状態を定期的に報告しており、事業再生計画期間終了後の具体的な支援等について協議を進めております。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であり、お取引金融機関からの支援等につきましても一定の理解は得られているものの、確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年間) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9~15年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車用ブレーキ及び産業機械・鉄道車両用ブレーキの製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売促進費等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「受取利息」に含めておりました「関係会社貸付金利息」は、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
関係会社短期貸付金	16,230
貸倒引当金	△9,944
関係会社株式	6,935
関係会社出資金	2,850
貸借対照表計上額	16,071
貸倒引当金繰入額	4,021
損益計算書計上額	4,021

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断並びに関係会社短期貸付金の回収不能見込額等の評価にあたっては、事業計画を基礎として個別に見積りを行っております。これらの見積りにあたっては、会計上の重要な仮定として、不確実な経営環境のもと、生産性改善・合理化、固定費の削減、新規受注の見込などが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌事業年度に関係会社株式評価損・関係会社出資金評価損、貸倒引当金繰入額を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

投資有価証券 13,002百万円

上記資産に銀行取引に係る根質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 74,759百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 778百万円

4. 保証債務残高 15,213百万円

(債務保証) 15,213百万円)

5. 関係会社に対する金銭債権 8,815百万円

(関係会社に対する短期金銭債権 7,780百万円)

(関係会社に対する長期金銭債権 1,035百万円)

6. 関係会社に対する金銭債務 5,902百万円

(関係会社に対する短期金銭債務 5,902百万円)

7. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

748百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引 売上高 7,078百万円

材料支給高 27,080百万円

製品仕入高等 50,992百万円

営業取引以外の取引高 2,135百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,408	0	0	2,409
合計	2,408	0	0	2,409

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	155百万円
貸倒引当金	2,973百万円
関係会社株式評価損	9,109百万円
繰越欠損金	11,006百万円
固定資産減損損失	1,120百万円
未払事業税	29百万円
繰越外国税額控除	298百万円
その他	1,024百万円
繰延税金資産小計	25,713百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,458百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,436百万円
評価性引当額小計	△23,894百万円
繰延税金資産合計	1,819百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,511百万円
前払年金費用	1,605百万円
固定資産評価差額	960百万円
繰延税金負債合計	5,076百万円
差引：繰延税金負債の純額	△3,256百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形 製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	5,623	未収入金	927
							製品仕入高 (注) 1	11,182	買掛金	952
							キャッシュ・ マネジメント・ システムによる 資金の貸付	705	関係会社 短期貸付金	573
								10	利息の受取 (注) 2	
	曙ブレーキ岩槻 製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスクブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	13,682	未収入金	2,079
							製品仕入高 (注) 1	20,954	買掛金	1,789
							キャッシュ・ マネジメント・ システムによる 資金の借入	723	預り金	919
							利息の支払 (注) 2	3		
								759	固定資産の 賃貸 (注) 3	69
	曙ブレーキ山陽 製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	5,627	未収入金	940
							製品仕入高 (注) 1	9,680	買掛金	827
	Akebono Brake Corporation	米国 ミシガン州	128百万 米ドル	ディスクブレーキ、パッド、ドラムブレーキ等の開発・製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 4	451	関係会社 短期貸付金	8,040
							債務保証 受取保証料 (注) 5	13,099	未収入金	10
								38		
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコ グアナフアト州	999百万 メキシコ ペソ	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造・販売	(所有) 直接 93.06 間接 6.94	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 4	166	関係会社 短期貸付金	3,444	
						債務保証 受取保証料 (注) 5	1,532	未収入金	1	
							4			
Akebono Europe S.A.S.	フランス アラス市	24百万 ユーロ	ディスクブレーキパッドの製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 0.00	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 4	84	関係会社 短期貸付金	1,747	
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキア トレンチーン市	52百万 ユーロ	ディスクブレーキの製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 4	87	関係会社 短期貸付金	1,796	

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 材料支給高、製品仕入高及び製品の販売価格については、市場価格等を勘案して決定しております。

2. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。

3. 固定資産の賃貸については、每期交渉の上、賃貸料を決定しております。

4. 資金の貸付は、当社が提示した条件(利率等)をもとに、交渉の上決定しております。

5. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。

6. 子会社への貸倒懸念債権に対し9,944百万円の貸倒引当金を計上しており、うちAkebono Brake Corporationに対する貸倒引当金は8,040百万円であります。また、当事業年度において4,021百万円の貸倒引当金繰入額及び537百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額 31円88銭
- 2. 1株当たり当期純利益 10円73銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

- 1. 1株当たり純資産額

項目	当事業年度末 2024年3月31日
純資産の部の合計額（百万円）	28,634
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	24,376
（うち種類株式の払込金額（百万円））	(20,000)
（うち優先配当額（百万円））	(4,354)
（うち新株予約権（百万円））	(22)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	4,258
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	133,582

- 2. 1株当たり当期純利益

項目	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり当期純利益	
当期純利益（百万円）	1,433
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
（うち優先配当額（百万円））	(-)
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,433
普通株式の期中平均株式数（千株）	133,583

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社からの剰余金の配当

当社は、連結子会社3社から剰余金の配当を受領いたします。

これにより、翌事業年度において、関係会社受取配当金39億円を営業外収益に計上いたします。

なお、連結子会社からの配当であるため翌連結会計年度の連結業績に与える影響はありません。

連結子会社名	受取配当金額	配当決議日	配当受領日
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	2,500億インドネシアルピア (24億円)	2024年4月4日	2024年5月31日 (予定)
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	336百万タイバーツ (14億円)	2024年5月8日	2024年5月21日
Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.	25百万タイバーツ (1億円)	2024年5月8日	2024年5月21日
合計	39億円		

(注) 配当金額は、1インドネシアルピア=0.0096円、1タイバーツ=4.2円で換算しております。